

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1832号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
魚沼市	(略)		魚沼市	(略)	
	<u>魚沼北中学校</u>			<u>入広瀬中学校</u>	
	(略)			<u>守門中学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		東蒲原郡	<u>日出谷小学校</u>	
			阿賀町	<u>西川小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)			(略)		
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
村上市	<u>さんぼく小学校</u>		村上市	<u>さんぼく北小学校</u>	
	(略)			<u>さんぼく南小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡	<u>上川小学校</u>		東蒲原郡	<u>上条小学校</u>	
阿賀町	(略)		阿賀町	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。